

令和元年度 伊勢広域環境組合人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2及び伊勢広域環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、組合運営の透明度及び公平性を高めるため、職員の任免や給与等、平成30年度の人事行政の運営状況等について、その概要を次のとおり公表します。

なお、伊勢広域環境組合の条例の一部は、伊勢市の条例に準じています。

1 職員の任免及び職員に関する状況

(1) 職員の任免状況(平成30年度) (単位 人)

区分	採用	退職			計
		定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	
一般行政職	0	0	0	0	0

(2) 職員構成 ※各年度4月1日現在(単位 人)

団体名	一般行政職		増減
	平成29年度	平成30年度	
伊勢市	2	2	0
伊勢広域環境組合	8	8	0

(3) 部門別職員数 (単位 人)

部門		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年度	平成30年度		
一般行政部門	総務	4	4	0	
	保健衛生(火葬)	1	1	0	
	衛生(ごみ)	4	4	0	
	衛生(し尿)	1	1	0	
計		10	10	0	

(4) 等級別・職名別職員数 (単位 人)

等級	合計		内訳			
	人数	割合	職名	人数	職名	人数
8級	0	0.0%	部長	0		
7級	0	0.0%	次長	0		
6級	1	10.0%	課長	1		
5級	1	10.0%	課長補佐	1		
4級	5	50.0%	係長	3	主査	2
3級	0	0.0%	主事	0		
2級	3	30.0%	職員	3		
1級	0	0.0%	職員	0		
合計	10	100.0%		8		2

※ 任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))は、職員数には含んでいません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(組合会計決算)

年度	歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)
平成30年度	2,227,500千円	82,834千円	3.7%

(2) 特別職の報酬

(単位 円)

	特別職名	特別職の年額
報酬	管理者	0
	副管理者	0
	議長	30,000
	副議長	28,000
	議員	27,000
	監査委員(議員)	1,000
	監査委員(識見者)	27,000

(3) 職員の初任給の状況

(平成31年4月1日現在)(単位 円)

区分	伊勢広域環境組合 (伊勢市に準じる)	国
一般行政職	大学卒	187,200
	高校卒	158,300

(4) 職員給与費の状況

(平成30年度組合会計決算)

職員数(A)	給与費				職員一人当たりの 人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
10人	40,735千円	4,903千円	16,863千円	62,501千円	6,250千円

※ 職員手当には退職手当及び退職手当負担金を含みません。

※ 職員数は、平成31年年3月31日現在の人数です。

※ 任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))は含んでいません。

(5) 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢(平成31年4月1日現在)

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	48.0歳	358,950円	396,475円

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))給料、手当等は含んでいません。

(6) 特殊勤務手当

(各年度組合会計決算)

	平成29年度	平成30年度
職員一人当たりの支給年額	2,333円	2,500円
手当が支給された職員の割合	30.0%	33.3%

(7) 時間外勤務手当

(各年度組合会計決算)

	平成29年度	平成30年度
職員一人当たりの支給年額	164,230円	159,645円

(8) 通勤手当

(平成31年度4月1日現在)

伊勢広域環境組合(伊勢市に準じる)		国	
交通機関利用の場合	限度額 月額55,000円	交通機関利用の場合	限度額 月額55,000円
交通用具利用者 通勤距離に応じて (2km未満は支給なし)	月額 2,500円~23,100円	交通用具利用者 通勤距離に応じて (2km未満は支給なし)	月額 2,000円~31,600円

(9) 期末勤勉手当 (平成30年度支給割合)

伊勢広域環境組合(伊勢市に準じる)		国	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.90月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.85月分 (0.90月分)

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合。

(10) 特記事項

ア 給料の見直し(平成27年4月1日実施)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを平成27年4月1日実施。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

ア 年次有給休暇

1年(暦年)あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

イ 病気休暇

病気療養に必要な期間(90日以内)について有給で与えられます。

ウ 特別休暇

特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。

エ 介護休暇

家族の介護が必要な期間(連続する6月以内)について無給で与えられます。

4 職員の分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

平成29年度				平成30年度			
免職	降任	休職	計	免職	降任	休職	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分者数

平成29年度					平成30年度				
免職	停職	減給	戒告	計	免職	停職	減給	戒告	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

5 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定状況

(1) 職員研修の実施状況(主なもの)

研 修 名	受講者数	実施日数
三重県総合事務組合実施の研修	6名	7日
その他の研修	9名	19日

(2) 職員の勤務評定の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

(平成30年度組合会計決算)

補助対象事業	事業の内容	補助金
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	39,208円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

8 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況(措置要求、不服申立て)

- (1) 職員は給与等勤務条件に関して当局が適切な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- (2) 職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況

業 務 の 種 別	平成29年度	平成30年度
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件	0件